「今後の土壌環境保全対策の在り方に対する考え方の取りまとめ案」等への 意見の概要及び意見に対する考え方について

本文頁

1 背景

1 頁

意見の概要

意見に対する考え方

1.土壌環境保全対策の法制化は、時代の趨勢とし て適正である。(2件)

土壌の汚染による人の健康に係る被害の防止のた めの対策の推進を図る新たな制度を構築する必要性 及び緊急性は極めて高いと考えており、「今後の土 壌環境保全対策の在り方について」を踏まえ、新た な制度の構築に向けて早急に必要な措置を講じるべ きであると考えます。

2. 土壌の役割について、物質の循環や生態系影響 点が後の記述に生かされておらず、生態系影響のリ スクや水・大気の循環による摂取リスクが考慮され ていない。

土壌汚染のリスクには健康影響に係るリスク、生 にも視野を広げていることは評価できるが、この視 活環境影響に係るリスクがありますが、まず、健康 影響に係るリスクを速やかに管理することが必要で あること、生活環境影響に係るリスクについては、 なお科学的知見の集積が必要であることを踏まえ、 当面、健康影響に係るリスクを管理することを目的 とする制度とすることが適当であるとしました。今 回対象としていないリスクについては、今後、引き 続き、科学的知見等の集積を図る必要があると考え ます。

2 対象とする土壌汚染

(1)対象とする土壌汚染のリスク

1頁

意見の概要 1 - 1 . 健康影響に係るリスク、生活環境に係るリ

スクのうち、健康影響に係るリスクを管理すること|活環境影響に係るリスクがありますが、まず、健康 を目的とするとの考え方は適切である。(2件) 1-2.土壌汚染対策の目的は、人の生命・健康へ あること、生活環境影響に係るリスクについては、 の直接的、または急性影響を防ぐことに限定するこ となく、人の生命・健康への遅発性・晩発性発ガン 性の影響を防ぐこと及び広く生活環境上の保全並び│度とすることが適当であるとしました。また、今回 に生態系を保全することとすべきである。(4件) 壌粒子の流出を通じた人の健康に対するリスク、生|おります。なお、今回対象としているリスクについ 態系などに対するリスク、今までの環境・生体・人|ては、感受性の高い集団も念頭に置き、汚染土壌を 体への蓄積によるリスク、複合汚染のリスクを考慮|通じた長期的な暴露を前提として、土壌汚染による した土壌汚染のリスクを考えるべきである。(2 │環境リスクの管理を図るべき基準を設定することと

意見に対する考え方

土壌汚染のリスクには健康影響に係るリスク、生 影響に係るリスクを速やかに管理することが必要で なお科学的知見の集積が必要であることを踏まえ、 当面、健康影響に係るリスクの管理を目的とする制 対象としていないリスクについては、今後、引き続 1 - 3 . 大気汚染によるリスク、公共用水域への土 き、科学的知見等の集積を図る必要があると考えて しております。

- 2 1 . 自然由来の汚染について、自然由来である | 自然的原因により高濃度の有害物質が含まれる土 か否か、どのように決めるか考え方を示すべきであ 壌については、人の活動に伴う汚染を対象とする公 る。(4件)
- 2 2 . 自然起因によるものは対象外としている 別途検討すべき課題であると考えます。 が、土地の開発の際の掘削土は汚染土であり、この 場外搬出による新たな環境リスクの発生を防止する|等から見て、自然的原因による汚染の疑いのある有 ための方策を明確にすべきである。
- ば、人的、自然的原因を問わず対象とすべきであ│然的原因によるものか否かを確認することが適当で る。
- 2-4.自然的原因については、自治体等で対応す ることが望ましい。
- 2 5 . 人的、自然的原因が共存する場合のリスク 低減措置及び費用負担の在り方を検討すべきである活動に伴って付加的に土壌が汚染され、その結果、 る。(5件)

害とは言えないことからこの制度の対象とはせず、

また、調査の結果、土地の使用履歴や周辺の状況 害物質が検出された場合には、調査の実施者からの 2 - 3 . 人の健康影響に係るリスクの観点から見れ 水めに応じ、都道府県等の立入検査等によって、自 あると考えます。

> また、自然的原因により有害物質が含まれる土壌 (何らかのリスク管理が必要と考えられる濃度レベ ルは超えていない)の存在する土地において、人の 「何らかのリスク管理が必要と考えられる濃度レベ ルを超える」こととなった場合には、何らかの人為 的な行為があって土壌が当該濃度レベルを超える汚 染となったものであり、人の活動に伴う汚染として 取り扱うこととしてリスク管理地として指定し、必 要な措置を講ずることが適当であり、仮に浄化する こととした場合には、「何らかのリスク管理が必要 と考えられる濃度レベル以下」となるよう措置され ることとなるものと考えます。

(2)対象物質 2 頁

意見の概要

1 - 1 . 油汚染や廃棄農薬、放射性物質等の未規制 物質についても、諸外国の規制も参考に早急に考慮」は、今後、必要に応じ、科学的知見等の集積を図る すべきである。(3件)

機化合物も対象とすべきである。(3件)

意見に対する考え方

今回対象とすることとしていない物質について 必要があると考えます。そのうち、油については、 1 - 2 . 直接摂取によるリスクについて、揮発性有|早急に土壌汚染の実態把握、影響評価についての知 見の集積を図る必要があると考えます。

> なお、放射性物質による汚染はこの制度とは別に 検討されるべきものであると考えます。また、揮発 性有機化合物については、直接摂取されるような表 面がむき出しの状態であれば、速やかに濃度が低下 し、人が直接摂取する可能性のある表層土壌中に高 濃度の状態で長期間蓄積し得るものではないことか ら、直接摂取によるリスクの対象とする必要はない ものとして整理しました。

意見の概要

1-1.環境リスクの定義付けと判断の尺度を明確 にすべきである。(3件)

- 1-2.地下水等への摂取のリスクの考え方は、健|汚染」の中でお示ししている考え方のとおりです。 康影響に係るリスクを管理する制度とする主旨に合 致しているため適切である。
- で、土壌の含有量リスク評価検討会報告の「要措置|いて、中央環境審議会において関係する専門家の参 レベル」にこだわることなく、幅広く専門家や関係し加を得て審議する必要があると考えます。 事業者の参加を得て十分に検討し設定すべきであ る。(3件)
- 2.環境基準は、維持されるのが望ましい基準であ めるべきである。(2件)

意見に対する考え方

環境リスクについては、「今後の土壌環境保全対 策の在り方について」本文の「2 対象とする土壌

また、今回の制度の実施に向けては、その円滑な 実施が図られるよう、今後、更に、汚染土壌の直接 1 - 3 . 基準値は制度の根幹をなすものであるの 摂取に係る基準の具体的な数値等の技術的事項につ

この制度では、直接摂取によるリスク及び地下水 り、工場・事業場を規制するものではないことか「等の摂取によるリスクについて、土壌汚染による環 ら、新法では環境基準より緩いリスク管理基準を定|境リスクの管理を図るべき土地の基準を設定するこ ととしております。

> また、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する 観点からは、地下水等への溶出に着目して現行の土 壌環境基準(溶出基準)が定められており、これを 用いることとしておりますが、地下水等の摂取によ るリスクは、有害物質が地下水等へ溶出することに より顕在化するものであり、そのリスクの低減を図 るに当たっては、汚染土壌から地下水等への溶出の 有無、当該土地の周辺の地域での地下水の飲用利用 の有無等を考慮することとし、現行の土壌環境基準 (溶出基準)の超過のみをもって、当該汚染土壌の封 じ込めや浄化といった措置を講じなければならない こととはしておりません。

3.溶出基準と含有基準の併用、さらに溶出基準に ついては酸性雨を考慮したものとすべきである。 (2件)

この制度では、直接摂取によるリスク及び地下水 等の摂取によるリスクについては、暴露経路を含め とらえるべきリスクが異なることから、土壌汚染に よる環境リスクの管理を図るべき土地の基準とし て、含有基準及び溶出基準を各々別に設定すること としております。

なお、現行の土壌環境基準(溶出基準)について は、これまでの土壌汚染の事例からは特に評価方法 を変更する必要があるような問題は生じていないも のと認識しております。

4. 基準については、直接摂取によるリスク及び地 下水等の摂取のリスクともに一律ではなく土地の利│は関係なく、当該リスクの低減を図るに当たって 用形態に応じた複数の基準を設定すべきである。 (6件)

地下水等の摂取によるリスクと土地の利用形態と は、当該土地の周辺の地域での地下水の飲用利用の 有無等を考慮することとしております。

一方、直接摂取によるリスクについては、当該土 地の中についてのものであることから、通常の生活 を前提としたリスク管理とは異なる安全管理が別途 なされている操業中の工場等の敷地内には適用しな いこととしており、土地の利用形態に応じた複数の 基準を設定する必要はないと考えます。

5.全ての汚染サイトで環境基準を達成することは 困難であることから、早急に対策すべき基準と将来 | えていることが判明した土地については、早急に適 達成すべき環境基準との2段階にしてはどうか。

リスクの管理が必要と考えられる濃度レベルを超 切なリスク管理措置を講じることが必要です。な お、土地の利用状況等に応じ、土地所有者等が複数 の措置の中から適切に選択してリスク管理を実施で きるようにすることとし、必ずしも浄化により基準 を達成しなければならないこととはしていません。

- 6 1 . 操業中の工場等の敷地内を対象としないの は、既にある汚染を放置することを意味し、さらに め、当該土地が工場等以外の用途になることによ は汚染行為自体の継続を放置することとなる。
- 6.2.操業中の工場等の敷地においても、小規模|の機会をとらえて調査を行うこととしているところ な改築などにより掘削土砂を移動したり搬出する場です。 合もあるため、このような場合には調査を実施する 必要があると考える。(2件)

直接摂取によるリスクは敷地内の問題であるた り、一般人の健康被害のおそれが生じるような一定

また、今回の制度では、リスク管理地となった土 地については汚染された土壌があることから、土壌 改変等に伴う搬出等により新たなリスクの発生の防 止を行うこととしています。

なお、一般的に土地改変等により掘削土砂を移動 したり搬出することによる新たなリスクの発生の防 止は、別途、建設残土全般に係る問題として検討す べき課題であると考えます。

- 7. リスク低減措置の実施にあたって地下水の飲用 利用の有無等を考慮することは適切ではない。飲用|おいて土壌汚染調査やリスク低減措置を実施するこ していないから汚染されても構わないというのは根 本的な誤りであり、安心して地下水を飲めるようにいては地下水の飲用利用の有無等を考慮することと する必要がある。
- 8. 地下水の飲用利用がなかった地域において、飲 用利用、あるいは飲用利用と称して新たに井戸が掘 たリスク管理地において、指定された当初は周辺の られた場合、どのような取扱いになるのか明確にし ていただきたい。

人の健康への影響を防止するために必要な範囲に ととしており、地下水等の摂取等によるリスクにつ いたしました。

地下水等の摂取によるリスクの観点から指定され |地域での地下水の飲用利用等がなかったが、その 後、必要が生じて当該地下水の飲用利用等が開始さ れた場合には一般的には地下水の飲用利用がされて いる場合に該当するものと考えられます。なお、飲 用利用等の有無は都道府県が現地の状況を的確に把 握した上で判断することとなります。

9.水濁法の地下水浄化措置命令における「飲用利」 飲用利用等の有無については、都道府県が把握し 用等」の一つの要件が「常態として飲用」とされて ている地下水の利用状況を踏まえ、実際にリスク低 いることから、リスク低減措置を図るに当たっては|減措置を行うかどうかを決定する時点において都道 地下水を「常態として飲用している」ことの有無等|府県により判断されるものと考えます。 を考慮すべきである。

10 - 1 . 地下水の環境基準値は根拠なく暫定的に決 められたものであるため、環境基準値の見直しをすたものであり、最新の科学的知見等に基づき、中央 べきではないか。

地下水の環境基準は環境基本法に基づき定められ 環境審議会において十分な審議を経て設定されたも のです。

10 - 2 . 現在の環境基準は健康な成人が生涯摂取し 続けても問題のないレベルと解釈されることから、 「感受性の高い集団も念頭に置き」という表現を削 除すべきである。

この制度の実施に際して、必要に応じ他法令との

11.海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、廃 棄物の処理及び清掃に関する法律等の法規と土壌汚「関係が整理されることとなると考えます。 染対策制度の関係を明確にすべきである。

今後、更に、汚染土壌の直接摂取に係る基準の具 会において関係する専門家の参加を得て審議するこ ととしておりますが、一般に規制に係る基準等につ いては、審議過程において国民の皆様からの御意見 を求めることとなっております。

12.直接摂取によるリスクに対して基準値が具体的 に示されていないため、判断基準となる数字が示さ|体的な数値等の技術的事項について、中央環境審議 れた時点で、再度パブコメを求めるべきである。 (2件)

3 土壌汚染の把握

(1)調査の契機 意見の概要

3 頁

1-1.工場・事業場の廃止時や用途変更時のみを 全面に出すと、周辺に拡散して影響を与える可能性を取り扱ったことのある工場・事業場については、

があっても、調査をしなくてもよいと解釈されやす|工場・事業場としての管理がなされている間は、直 いので、 に「ただし、操業中の工場・事業場であ|接摂取によるリスクの観点からは健康被害を生ずる っても環境管理等を目的とする現況把握のための調 おそれはないと考えられることから、そのような管 査を行うことが望ましい」と追加すべきである。

1 - 2 . 予防原則からすれば、企業が事業活動を継 更時に調査を行うことが適当と考えます。また、操 続している通常時において、自社所有地の敷地の土|業中の工場・事業場であっても、周辺で地下水の汚 壌調査を義務づけ、早い機会に土壌汚染を発見し、 浄化させることを義務づける制度にすべきである。

1 - 3 . 土壌汚染の可能性が高いと考えられる有害 と考えます。 物質を取り扱う工場・事業場については、定期的に 土壌の直接摂取、地下水等への摂取に係るリスクの 観点から調査を義務づけるべきである。

1-4.調査の「事業場の廃止または用途の変更 時」とあるが、現段階で土壌汚染の疑義がある者へ の規制がなされず、汚染が進行する恐れがあるの で、土壌汚染の可能性の高い業種を選定して調査を 実施することも検討すべきではないか。

意見に対する考え方

土壌汚染の可能性が高いと考えられる、有害物質 理がなされなくなる工場・事業場の廃止時や用途変 染が発見された場合には、汚染土壌から地下水等へ の溶出に係るリスクの観点から調査を行い得るもの

- 1 5 . 操業中の工場・事業場で調査を行うことは 事実上極めて困難であり、また通常の生活を前提と したリスク管理とは異なる安全管理が別途なされて いることから、 の操業中の工場・事業場ではな く、工場・事業場の廃止時や用途の変更時に調査を 行うとの考え方は適切である。
- 1 6 . 操業中の工場・事業場の敷地であっても、 周辺で地下水の汚染が発見された場合には、汚染土 壌から地下水等への溶出に係るリスクの観点から汚 染源を明らかにするために調査を行うべきである。
- 2.1. は、曖昧さをなくし、わかりやすくかつ 土壌汚染の可能性が高いと考えられる有害物質を 主要な箇所をほぼ把握できることから、対象事業場|取り扱ったことがある工場・事業場としては、例え を水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場に限定|ば、水質汚濁防止法に規定される特定施設であっ することが適当である。(3件)
- 2-2. について、調査が必要となる工場・事業 工場・事業場と考えます。 場について明確にしていただきたい。(5件)
- 3. については、「廃止=調査」ではなく、その まま工業用地として、立入禁止等による健康リスク を避ける十分な管理を行っている土地については、 土地の用途変更、近隣の地下水汚染の発覚が伴わな|引き続き別の工場・事業場となって管理がなされる い限り、調査の契機とはならないことを確認した|ことが確認される場合には、調査の対象とはならな い。(2件)
- 4 . 工場・事業場の廃止時や用途の変更時において 調査を行うのは、土地の掘削を伴う場合に限定すべ│事業場としての管理がなされなくなり、土壌汚染が きである。
- 5-1. の様な場合は人の健康影響に係るリスク が大きいと考えられるため、「必要に応じ」は削除|が高いと認められる土地が、人が立ち入ることがで する方がよい。残すのであれば、必要なケースを具│きる状態にある等、土地に汚染が存在するときに人 体的に述べておくべき。
- 5-2. について、「~必要に応じて調査を行う こと」とされているが、調査には多額の費用を要す ることから、「必要に応じて」という要件を明確に し、また、調査を行う要件を過重にすべきではな い。(5件)

て、対象物質を製造・使用・処理する施設を有する

「今後の土壌環境保全対策の在り方について」参 |考資料p5の(2)調査の契機の一番上の図にお示し したとおり、工場・事業場が廃止された場合でも、 いものと考えます。

なお、工場・事業場としては廃止状態で、社有地 等として単に立入禁止措置がなされている場合は調 査の対象となると考えます。

工場・事業場の廃止時や用途変更時には、工場・ 存在した場合には一般人の健康に影響を及ぼすおそ れがあることから、土地の掘削を伴う場合であるか 否かにかかわらずその時点で調査を行うことが適当 と考えます。

「必要に応じ」とは、土壌汚染が存在する可能性 の健康に係る被害が生ずるおそれがあるような場合 と考えます。

6. の「土地の履歴等からの工場・事業場の跡地 場合」について、誰がどのように判明させるのか、 また、「跡地である等」の「等」の具体的なイメー ジは何か。また、中間取りまとめと同様、「一般に 人が立ち入る地域」が前提であると考えてよいか。 (3件)

7. について、必要に応じて調査を行うこととす れた場合」とすべきである。(4件)

8-1.操業中の工場・事業場の敷地において、調 査契機となるのは「周辺で地下水汚染が発見された|の一定の特定有害物質については、地下水への溶出 場合」であって、「土壌汚染の可能性が判明した場|を通じてだけでなく、土壌の直接摂取によっても生 合」が調査契機に該当しないと考えてよいか。(3) 件)

8-2.地下水の飲用がない場合は、措置命令の対 象とならないのであれば、周辺の地下水が飲用利用 等されていない場合は、操業中の事業場における調 査は意味がなく、対象から外すべきである。

9. の「周辺で地下水汚染が発見された場合」と いう記述と2行下の「周辺で地下水の汚染が発見さ れた場合」の違い、各々の具体例を明示されたい。 (2件)

10.規制対象施設以外の有害物質使用事業場は制度 としてどのように扱うのか。(3件)

11. 自宅と事業場が一体となっている中小企業者の 数は多く、事業を廃止した後、そのまま自宅として「時に行う調査については、住宅家屋の継続使用の状 使用しているようなケースについては、一定の配慮 況等の事情にも配慮しつつ検討する必要があると考 が必要である。(2件)

12. 公共事業用地への強制的な収容により土地の用 途変更が生じる等の調査の契機に該当する要件がで|請があった際に、必要に応じ土地所有者等が当該行 きた場合は、調査・措置の実施に伴う費用は土地を | 政主体と調査や措置の費用負担について協議して決 収用する公共事業者が負担するべきである。(7│められるものであると考えます。 件)

水質汚濁防止法に基づく届出に記載された情報、 である等、土壌汚染の可能性が高いことが判明する┃関係者からの聞き取りの結果等から都道府県が判断 するものと考えます。なお、「等」については、例 えば、土壌汚染が判明している土地の一連の土地で │あることなどが考えられます。また、「一般に人が 立ち入る地域」かどうかについては、御指摘の箇所 と同文中の「必要に応じ」の趣旨に含まれるものと

その場合も含まれますが、それ以外にも、土地の るのは「工場・事業場の周辺で地下水汚染が発見さ|履歴から汚染が存在する可能性が高い場合なども含

> 土壌汚染による人の健康に係る被害は、重金属等 じ得ますし、また、土壌汚染のある土地の形質が変 更され、汚染された土壌が外部に搬出されることに より、搬出先の土地で汚染を生じさせるおそれがあ りますので、周辺の地下水が飲用利用等されていな い場合には、工場・事業場の操業中に調査を行う必 要はないと考えますが、工場・事業場の廃止時や用 途の変更時をとらえて調査を行う必要があると考え

御指摘の2箇所は、同じ内容です。

本制度における工場・事業場の廃止時や用途の変 更時の調査の対象とならない事業場についても、周 辺で地下水汚染が発見された場合等には、必要に応 じて調査を行うこととなります。

零細な工場・住宅兼用の建家に係る事業場の廃止 えております。

御指摘のような場合には、行政からの立ち退き要

産管財人に調査とリスク低減措置を実施させる制度|分して得られる金銭から調査費用を調達できること だと思われるが、破産管財人には公益的活動をする|から、必ずしも土地の放棄が続出するとは考えてい 義務はないし、調査の資金すらないのがほとんどで ません。 あるため、汚染された土地を破産財団から放棄する ことが続出されると思われるが、放棄の場合の措置 が全く考えられていない。

13. について、汚染企業が破産した場合には、破 汚染企業が破産した場合、破産管財人は財産を処

14. 売り抜け等を防止するために、土壌汚染の可能 性がある土地について権利移転を行う場合には、そしていて、一定の機会をとらえて調査を行うもので の土地の所有者等(土地を売ろうとしている、又は一あり、開発前の売り主に一律に調査義務を課するこ 貸そうとしている者)が調査を実施すべきである。 (2件)

本制度においては、土壌汚染の可能性のある土地 とは、土壌汚染の可能性のない土地にまで調査を行 わせることとなり過重な負担をかけることとなるこ とから、適当ではないと考えます。しかしながら、 御指摘のような状況において、土壌汚染の可能性の 高いことが判明した場合であって、人の健康に係る 被害が生ずるおそれがある場合には、土地の所有者 等に調査を行わせることになると考えます。

15. 自主調査の結果、リスク管理地に該当する汚染 が発見された場合には、台帳には登録するが、工場 を取り扱ったことのある工場・事業場については、 廃止等の調査義務が生じるまでの期間は公表しない│工場・事業場としての管理がなされている間は、直 等、自主調査に何らかのインセンティブを与えるべ|接摂取によるリスクの観点からは健康被害を生ずる きである。

土壌汚染の可能性が高いと考えられる、有害物質 おそれはないと考えられることから、そのような管 理がなされなくなる工場・事業場の廃止時や用途変 更時に、国が定めた技術的基準に従って、国又は都 道府県の登録を受けた事業者による調査を行うこと が適当と考えます。

16-1.リスク管理が必要とされる土地を的確に把 握する上からも本調査の前に予備調査等を実施し、 調査内容の信頼性を高めるべきである。

16-2.地域間の公平性を保つためにも、国が統一 した具体的基準を定め、調査に取り組むべきであ「信頼性の確保、調査方法の統一を図ることが必要と る。(2件)

17.調査結果については、その信憑性が担保された 限りにおいては再度の調査は必要ない旨明記すべき│かではありませんが、例えば、一度調査して汚染が である。

調査内容の信頼性の確保につきましては、3 (4)に記述しているとおり、調査方法について国 が技術的基準を定めるとともに、国又は都道府県の 登録を受けた事業者に調査を行わせることにより、

「再度の調査」の意味するところが必ずしも明ら

ないことを確認した土地であっても、その後に有害 物質を取り扱う工場・事業場となった場合には、同 じ土地に対して調査が行われることがあり得ます。 18.「土地の改変時に~適切でないものと考え 本制度の趣旨については、都道府県に対して通知

る。」という記述について、この趣旨を法律に明文 | 等により示すことが適当ではないかと考えておりま 化するとともに、本趣旨に基づき条例を有している」す。 自治体を指導されたい。(4件)

意見の概要

- 1 1 . 土壌汚染の調査や措置の実施は所有者責任 ではなく、汚染原因者責任を基本とすべきである。 (9件)
- 1 2 . 調査の実施主体は現在の土地の実効管理者 である土地所有者、管理者、占有者とするべきであ る。
- 2 1 . 土地所有者、管理者又は占有者のうち誰が っている事業者が調査を行うべきである。
- び費用分担の考え方を明確にしていただきたい。 (6件)
- 3 1 . 所有者が調査を実施した場合は、原因者へ る。(3件)
- 原因者が判明した場合の措置を記載すべきである。 3-3.調査及び措置の実施主体は、土地所有者及 び土地占有者とし、汚染原因者が協力するものと し、かつ、汚染が発見された場合には、土地所有者 及び土地占有者は、汚染原因者に対し、要した費用 を求償できるものとすべきである。
- 4 . 土地所有者等が実施主体となっているが、管理 者等が不明な場合や財政的な問題で調査ができない|示したとおり、調査を実施するために必要な土地の 場合は行政が実施することとなるのか。人の健康に 関する問題なので早急に対応しなければならない。

意見に対する考え方

本制度は、土壌汚染がある土地の状態が健康に係 る被害を生じさせるおそれがある危険な状態である ことに着目して、土壌汚染の調査やリスク低減措置 |を行うものですので、その主体は、土地の危険な状 |態につき責任を有し、かつ、土地の掘削等を伴う調 査や措置を行う権原を有する土地所有者、管理者又 は占有者(土地所有者等)とすることが適当と考え ています。

土地所有者、管理者又は占有者のうち誰が調査を 調査をやるべきかについては、当該土地で事業を行|行うかについては、調査を実施するために必要な土 地の掘削等に関する権原を有している者が、調査の 2-2.土地所有者、管理者又は占有者の3者及び|実施主体になります。この実施主体は、占有者又は 汚染原因者が明確になった場合も含めた責任分担及|管理者が別に存在する場合であっても、通常は土地 所有者になるものと考えられます。ただし、例外的 に、契約等により占有者(借地人)等に土地の掘削 等に関する権原が付与され、土地所有者がこのよう な権原を有しない場合には、占有者等が実施主体と なることもあると考えます。

土壌汚染の調査は、汚染が存在しているかどうか の求償手続きを公法上において法定化すべきであ│が判明していない段階において、土地の所有者等の 責任として調査が行われるものですので、汚染原因 3-2.調査の実施主体・費用負担について、汚染 者にその費用を求償できることとすることは不適当 と考えます。

> 調査の実施主体は、本項1.に対する考え方にお |掘削等に関する権原を有している者であり、通常 は、土地所有者になることから不明であるというこ とはほとんど無いと考えます。

なお、調査が実施されない場合は、都道府県が調 査の実施主体に対して実施するよう求めることとな りますが、履行させることが困難であり、その不履 行を放置することが著しく公益に反すると認められ るときには、行政代執行法の規定に基づき都道府県 により代執行がされるものと考えます。

- 5.市町村が主体となって、まず全国的に土地の履! 土壌汚染の可能性の高い土地について地方自治体 歴及び現況の調査を実施し、過去または現在土壌汚 が調査を行うことは重要と考えており、「今後の土 染の可能性がある施設又は物質が保管されていた土|壌環境保全対策の在り方について」本文にも「都道 地、廃棄物処分場となっていた土地等の情報整備を 早急に行う必要がある。(2件)
- 6.土壌汚染は有害物質使用工場などに局所的にあ らわれるため悉皆調査は効率的ではないため、都道 府県が土壌汚染の把握を幅広く行うことが適当であ るという記述は、大気や水質のように常時監視を意「汚染等の把握を幅広く行うことが適当である」とい 図しているわけではないことを明記すべきである。
- 7. 都道府県の情報整備についても、国の定める全 国一律の整合性のある指針が必要である。(4件)
- 8. 自然的原因によるバックグラウンドがどの程度 か明確にしておく必要があるとともに、共通データ として行政で把握管理をすべきである。

府県は、土地の履歴に関する情報を整備するととも に、土壌汚染等の把握を幅広く行うことが適当であ る」としているところです。

本制度においては、土壌汚染の有無を把握するた めの調査は土地所有者等とすることが適当としてい るところであります。ご指摘の「都道府県は…土壌 う記述は、大気や水質のような都道府県による定点 での常時監視とは違うことは明らかです。

御指摘のとおり、都道府県の情報整備のため国に おいて指針等を作成することが適当であると考えま

自然的原因により高濃度の有害物質が含まれる土 壌については、人の活動に伴う汚染を対象とする公 害とは言えないことからこの制度の対象とはせず、 別途検討すべき課題と考えます。また、そのような 情報は都道府県等において既にある程度の蓄積があ ると考えられるものの、十分とはいえないことか ら、引き続き行政が情報の収集に努めることが必要 と考えます。

(3)調査の方法

意見の概要

1. 初期調査を入念に実施しないと必要なリスク管 理の機会を逸することになり、また過剰な調査とす ると過剰な国民負担につながることから、「リスク 管理が必要な土地区画の特定」と「汚染の深度・広 がりを含めた汚染の範囲」の両者の区分が明確とな る記述を工夫されたい。

2.前回の中間取りまとめでは、概況調査という段 階を追った調査方法とすることが適当とされていた「況調査」に相当する調査を制度における調査とし、 が、概況調査では浅く広く、見落としがないような 調査を行い、詳細調査では概況調査で汚染の可能性|低減措置の一環として行うという整理にしていま が発見された項目について特に重点的に詳細な調査|す。その具体的内容につきましては、今後、実施に を行うような体制を確立すべきである。

意見に対する考え方

3 頁

報告案に記述しているとおり、土壌汚染の調査は 「リスク管理が必要な土地区画が特定」できる(つ まり、汚染の深度・広がりまでの調査は行わない) ように行うこととし、汚染が発見された場合には、 「汚染の深度・広がりを含めた汚染の範囲・汚染土 量の確定」を必要に応じリスク低減措置の一環とし て行うことが適当と考えます。

今回の報告案においては、中間取りまとめの「概 「詳細調査」に相当する調査は、必要に応じリスク 向けて中央環境審議会にて審議すべき技術的事項と して検討していくこととしています。

3 - 1 . 汚染の深度については、直接摂取に係る含 | 具体的な汚染の深度に関連する事項につきまして 有量が問題となる場合には、少なくとも将来におい│は、今後、実施に向けて中央環境審議会にて審議す て土地の改変が及ぶ可能性がある深度まで、地下水 | べき技術的事項として検討していくこととしていま 汚染が問題となる場合には、深度方向に汚染の存在 す。 する範囲までとすべきであり、調査の方法は柔軟な 方法を取れるようにすべきであり、深度方向に関し ては技術基準で明確にすること。

3 - 2 . 地下の一部に存在する重金属等の汚染が見 落とされることがないような調査方法とすべきであ

4-1.調査地点数については、調査費用が過大に ならないよう土地面積に応じた適切な地点数になる│後、実施に向けて中央環境審議会にて審議すべき技 よう検討すべきである。

4-2.同一敷地内の調査範囲を設定する場合に は、明らかに汚染の可能性がない土地については調 査実施を除外すべきである。(6件)

具体的な調査地点の選定方法につきましては、今 術的事項として検討していくこととしています。

(4)調査結果の信頼性の確保

4 頁

意見の概要

1.正確で信頼できる調査が行われることが重要で あり、その手法及び調査結果を正確に公開し、外部 国が技術的基準を定めて公開し、また、国又は都道 から信用性をチェックできるようにすべきである。

調査の信頼性の確保のため、調査の方法について 府県の登録を受けた事業者により技術的基準にした

意見に対する考え方

がって調査を実施・報告させることにより、都道府 県による信頼性のチェックができるものと考えま

2-1.調査資格のある業者の要件についても、国 る。

制度、環境省の運用指針で補うべきである。

登録制度の導入に当たっては、国が定める全国-が定める全国一律の整合性のある基準が必要であ」律の整合性のある基準が必要と考えており、「国が 定める登録要件に基づき、国又は都道府県の登録を 2 - 2 . 登録制度の導入により、一部事業者の利権 | 受けた事業者による調査の実施、都道府県等の立入 を助長することになりかねないため、既存の計量士|検査による土地の状況等の確認といった仕組みを設 ける」こととしています。

4 土壌汚染による環境リスクの管理

(1)リスク管理地の指定

4 頁

意見の概要 意見に対する考え方 1.汚染が敷地の一部分であっても事業場の敷地全 リスク管理地として指定する範囲は、原則として 体をリスク管理地とするのか、あるいは部分的に指 汚染が検出された部分が含まれるように指定するこ 定するのか等、リスク管理地の認定基準は細かく規しととなると考えます。 定すべきである。(2件)

意見の概要

1. 土壌汚染対策の発動要件・対策内容・手順・基 行われつつ、住民の協議・検討を経て、対策を発動 するかどうか、対策内容を決定すべきである。

- 2 1 . 環境リスクの管理により浄化以外の措置が 取れることを強調しすぎる傾向があるが、管理を必 点からは、環境リスクが適切に管理される措置が実 要としない土壌が基本的に望ましいとする考え方を|施されることが重要と考えます。なお、最終的に土 前面に出すべきである。(2件)
- 2-2.浄化を行うタイミングを示すべきである。 については、覆土や舗装を行った後にさらに浄化措しえます。 置や改めてリスク発生防止措置を実施する無駄を省 くとともに国民の安全と安心をより確実に確保する ため、原則として浄化措置を行うべきである。
- 3.リスク管理地の管理方法として、「立入制 限」、「覆土・封じ込め」、「汚染土壌の浄化」の|的な措置であるとは考えられますが、「立入制限」 3つが並列で列挙されているが、「立入制限」は緊|措置であっても、適切に講じることにより直接摂取 急的な措置であり、他の2つと並列に並べられるよりのリスクを管理できるものと考えます。 うなものではない。
- 4-1.地下水を飲用に利用しているかいないかに かかわらず、直ちに汚染拡大を防ぐためのリスク管 | 用等が無い場合には、地下水等の摂取によるリスク 理を行うべきである。
- して、対策に優先順位をつけるべきである。

意見に対する考え方

本制度においては、土壌汚染の調査の結果リスク 準については、住民参加型のリスクアセスメントが|管理地となり、人の健康に影響を及ぼすおそれのあ る場合には、都道府県より土地所有者等に対して、 リスク低減措置を実施するよう命じられることとな ります。この場合、国が定める客観的な技術的基準 に基づく措置であればどれを選択しても適切にリス クの管理がなされることから、リスク低減措置の内 容は、土地の利用状況等に応じ、土地所有者等が複 数の措置の中から適切に選択して実施できるように することが適当と考えます。なお、リスク管理地に 指定された土地についてはその旨が公告されるとと もに、公衆の閲覧に供される台帳に登録されること となり、浄化以外の措置が実施された場合にはその 内容が台帳に記載され、住民は必要な情報を入手で きることとなります。

人の健康に影響が及ぶおそれを防止するという観 壌が浄化された場合には、リスク管理地として登録 されている台帳から削除することとしております 2 - 3 . 将来住宅地等に改変することが確実な土地 が、この場合が管理を必要としない土壌の状態と考

「立入制限」は土地利用が制限されるため、応急

リスク管理地の周辺地域において地下水の飲用利 が生ずることはないことから、地下水等の摂取によ 4 - 2 . 地下水利用の有無など土地の利用等も考慮 るリスクの観点からは、特段のリスク低減措置を行 う必要はないと考えます。

> しかしながら、この場合でも、リスク管理地の土 地の改変等に際し汚染土壌の搬出等に伴う新たな汚 染が発生することを防止する必要があることから、 そのための措置を講じることが適当と考えます。

5.飲用利用等の有無によってリスク低減措置の判し 飲用利用等の有無については、都道府県が把握し 断基準が変わるので公表し周知させることが必要だ│ている地下水の利用状況を踏まえ、実際にリスク低 と考える。

減措置を行うかどうかを決定する時点において都道 府県により判断されるものと考えます。なお、都道 府県が把握している地下水の利用状況等の情報の公 表については、都道府県の判断によるものと考えま

6. 都道府県が地下水の新たな利用について適切に 把握できるような届出等の制度を検討すべきであ る。

都道府県においては、地下水の飲用利用の状況に ついて把握しておくことが必要であると考えてお

- 7-1.「客観的な技術的基準」の設定、運用に際 しては、より実効性を高めるために、「健康リスク」は、今後、実施に向けて中央環境審議会にて審議す の回避」を主眼とし、過剰な措置の要求に繋がらな|べき技術的事項として検討していくこととしていま いよう十分な配慮をされたい。(4件)
- 7 2 . 制度の目的は健康影響へのリスクを管理す 数の措置の中から適切に選択して実施できるように ることであり、土壌浄化でなくとも十分達成するこ することが適当と考えます。 とができ、浄化のみを追求した場合、制度の実施が 事実上不可能となるため、原案の考え方は適切であ る。(3件)
- 7 3 . 自治体による対応の違いにより必要な範囲 を超える措置が求められることの無いよう国による 一定の指針を設けるべきである。(5件)
- 8-1.土壌浄化完了後、地下水浄化をどこまで行 えばよいかという目安を明確にして欲しい。
- 8 2 . 浄化完了とはどの時点をさすのか明確にす て検討していくこととしています。 べきである。

り、可能な範囲で情報の収集に努めていただきたい と考えます。 リスク低減措置に係る技術的基準につきまして

すが、土地の利用状況等に応じ、土地所有者等が複

浄化措置の内容につきましては、今後、実施に向 けて中央環境審議会にて審議すべき技術的事項とし

(3)土地の改変等に伴う新たな環境リスクの発生の防止

意見に対する考え方

5 頁

1-1.汚染土壌の搬出等に伴う新たな汚染が発生 することを防止するための措置についても、国の定 | 術的基準に基づき、汚染土壌の搬出等に伴う新たな める全国一律の整合性のある基準が必要である。 (8件)

意見の概要

1 - 2 . 汚染土壌の搬出に伴う技術的基準は、リス ク度合いによって、リスク管理方法に緩急をつける べきで、管理度合いの高い一律基準とすべきではな

2 . 浄化の困難な低濃度の汚染土壌の拡散を防止 し、かつそれを安全に管理するため、適切なリスク「りたいと考えます。 管理ができる場所で土壌を活用する制度を検討すべ きである。

リスク管理地においては、国が定める客観的な技 汚染が発生することを防止するための措置を講じる ことが必要と考えます。

御指摘を踏まえ、今後の課題として検討してまい

意見に対する考え方

意見の概要

- 1 1 . 汚染原因者を特定するまでに時間を必要と してしまうため、リスク低減措置の実施主体は土地 所有者等にすべきである。
- 者とすることが適当であるが、汚染原因者が特定で|の危険の発生防止について責任を有すると考えられ きない等やむを得ない場合は、土地所有者等が実施しること、 主体となることが適当である。(4件)
- るが、これらは妥当ではない。汚染原因者と所有者 る権原が必要とされること、
- ・管理者を連帯して実施主体とし、当事者間で費用 負担、土地の掘削等に対する協力は民事問題として|係る土地の利用方法が考慮される必要があること、 ているかを監督すればよい。
- 1 4 . 汚染原因者が存しない場合は、汚染原因者 当と考えます。 の包括承継人がリスク低減措置を実施すべきであ る。包括承継人も存しない場合には、国又は地方公|基づき、汚染原因者が判明する場合であって、汚染 共団体においてリスク低減措置を実施することが望|原因者がリスク低減措置を実施することにつき土地 ましい。
- 並びに市町村等公共団体が行うべきである。(6)す。 件)
- 1 6 . 現在の土地使用者(若しくは土地保有者) 以前の使用者の責任において有害物質が出た場合に は、現在の土地使用者には責任がないので、国の責 任においてリスク低減措置を行うべきである。
- 2.汚染原因者の特定には、都道府県が積極的に関| 本制度においては、土地所有者等の申出等に基づ 与し、判明した場合には、水濁法第14条の3第2│き、汚染原因者が判明する場合であって、汚染原因 項と同様汚染原因者に対してリスク低減措置の実施|者がリスク低減措置を実施することにつき土地所有 について命令し、同条第3項と同様汚染原因者は土 地所有者等の協力を得て措置を実施する旨規定すべ | 減措置の実施主体とすることが適当と考えていま きである。
- 3.「(4)リスク低減措置の実施主体」を 「(4)リスク低減措置の実施及び費用負担の主すが、主として実施主体についての考え方の箇所で 体」とすべきである。
- 4.汚染原因者の特定に当たっては、都道府県が関 与することが適当とされているが、その際に、科学|要に応じて都道府県により行われるものと考えま 者や付近住民の意見も聴くべきである。
- 5. 汚染原因者の特定にあたっては都道府県の関与 のみならず、実態を最も把握している市町村の関与します。 も必要である。

本制度では、

土壌が汚染されている場合は、土壌汚染に係る 土地そのものが人の健康に対し危険な状態を生じさ 1-2.汚染者負担の原則に則り、主体は汚染原因|せており、その危険な状態を支配している者は、そ

リスク低減措置を実施するためには、土壌汚染 1 - 3 , 案では汚染原因者負担の原則を列記してい に係る土地の改変等の土地の管理状態の変更に関す

リスク低減措置の実施に際しては、土壌汚染に 対応させ、行政としては適切な調査・対策が行われしから、土壌汚染に係る土地について権原を有する土 地所有者等がリスク低減措置の主体となることが適

また、公平の観点から、土地所有者等の申出等に 所有者等に異議がない場合には、汚染原因者をリス 1-5.汚染原因者が不明な場合は、国、都道府県 ク低減措置の実施主体とすることが適当と考えま

> 者等に異議がない場合には、汚染原因者をリスク低 す。この際に、汚染原因者の特定に当たっては都道 府県が関与することが適当と考えます。

> 当該箇所には費用負担の考え方も含まれてはいま すので、表題を修正する必要は無いと考えます。

> 科学者や付近住民からの情報聴取については、必

必要に応じ、市町村が関与することもあると考え

6. 求償、汚染原因者間の責任負担などの権利調整 御指摘のような権利調整は既存の法制度により可 のために、権利調整制度が必要であり、そこには弁 能であり、本制度により規定すべきものとは考えて 護士、専門家、NGO等が関与するものとすべきで「いません。

7. 汚染原因者の特定に当たっては「合理的な根拠 の存在を前提」とすることを明記すべきである。

御指摘の内容は、「今後の土壌環境保全対策の在 り方について」本文4(4)の最後に「なお、過去 の汚染原因者の特定は、合理的な根拠の存在を前提 に行うべきである。」と既に記載しております。

8. 行政代執行法は要件が厳しく、同法により、リ スク低減措置命令の代執行を行うことが困難な場合 があると思われるので、リスク低減措置が義務者に より履行されず、緊急の措置が必要とされる場合、 都道府県が代執行を行い、費用を義務者から徴収す る定めを置く必要がある。(2件)

リスク低減措置を履行させることが困難であり、 その不履行を放置することが著しく公益に反すると 認められるときには、行政代執行法の規定に基づき 都道府県により代執行がされるものと考えます。

9.調査、対策の実施に関する遡及、免責に関して を踏まえ慎重かつ十分な検討が必要である。(12 件)

本制度では、現にその土地が人の健康に対し危険 は、土壌汚染問題に対する国・自治体の過去の関与 な状態を生じさせており、その危険を除去するため の必要な調査及び措置の実施を求めることとしてお り、汚染原因者が判明する場合に公平の観点から、 汚染原因者にこの措置の実施を求めることとしてい ますが、汚染原因者が実施する措置も現にその土地 が有する危険性を除去するためのものであることに はかわりがありません。したがって、実際の汚染行 為がこの制度の創設以前に行われたものであって も、その行為者に必要な措置の実施及び費用の負担 を求めることは妥当であると考えます。

10. 有害物質が人の健康に与える影響に関して科学 的知識が不十分であった期間中に汚染物質が蓄積さ れがあるという危険な場合において、汚染原因者が れた事情がある場合等には、汚染原因者の費用負担 等の責任を軽減する規定をこの制度に設けることが|せることは公平の理念にもとると考えられることか 適当である旨明記すべきである。(8件)

土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそ 明らかであるならば、土地所有者等に措置を実施さ ら、汚染行為が行われた時期を問わず、その危険な 状態の原因となった行為を行った者に対し、リスク 低減措置を実施させることは妥当であると考えてい

11 - 1 . 土地所有者等がリスク低減措置を行った場 合は、汚染原因者に求償できるよう法的に規定すべ きである。(3件)

土地所有者等がリスク低減措置を実施した場合 に、汚染原因者があるときは、その者に対し、これ に要した費用を求償できることが適当であると考え

11-2.汚染原因者が不明な場合は、都道府県と土 ています。 地所有者等が協力しリスク低減措置を実施すること とし、汚染原因者の特定に都道府県が積極的に関与 し、特定できた場合はその者に求償できるよう法的 に規定すべきである。

12.「汚染原因者が主体となる場合」及び「土地所」 本制度においては、土地の有する危険を除去する 有者に異議がある場合であって、土地所有者が措置 という目的のために暴露経路を遮断し得るという土 を実施し費用を求償する場合」においては、過剰な 壌汚染の特質にかんがみ、必ずしも浄化ということ 措置が求められることがないよう、制度のスキームーではなく、覆土、舗装、封じ込め等のリスク低減措 に基づき適切な措置を選択する仕組みを徹底された|置を講じることができることとすることを考えてい い。(3件)

ます。したがって、御指摘のような場合でも、健康 被害の発生を防止するための必要な限度において措 置の実施等が行われることになります。

13. リスク低減措置を講ずる義務が複数回にわたり 課されることがないことを明確にすることが必要で ある。(4件)

本制度においては、リスク低減措置が適切に実施 された後には、汚染原因者に対し追加的な措置を実 施すべき義務が生ずることはなく、その後に土地の 用途変更等に伴い、土地所有者等が更なる措置を実 施しようとする場合は、汚染原因者が公法上の費用 負担を負うことはないと考えます。

14.説明資料8頁の表の各ケースのうち、「実施主 である。

御指摘を踏まえ、「今後の土壌環境保全対策の在 体」と「費用負担者」が分かれる場合が本文だけで|り方について」本文4(4)の後ろから3行目の文 は判りにくいので、本文にわかりやすく明記すべき│を、「したがって、実際の汚染行為がこの制度の創 設以前に行われたものであっても、その行為者に必 要な措置の実施又は費用の負担を求めることは妥当 であると考えられる。」と修正します。

15. 法施行以前に譲渡された土地に対する汚染原因 者への求償権について、汚染の実態を承知して安価|切な措置が行われていると考えられますので、その で土地を購入した場合(売主に土地の調査、措置の|場合には求償が問題となることはないものと考えら 費用を請求する可能性がある)、裁判等の法的処理しれます。 が完了している場合、行政の指導により対策が実施 された土地である場合については、除外すべきであ る。(2件)

御指摘のような場合は、多くの場合その時点で適

16. 開発事業者は、土壌汚染の疑いのある土地につ いて、その購入を一切控えることになるので、土地|できることから、結果として土地の流動化等が進む の流動化及び都市再生の阻害要因となりうる。

なお、汚染の実態を承知して安価で土地を購入し た者が後になって汚染原因者に求償した場合は、民 法の一般原則に従って処理されるべきものと考えま

17. リスク低減措置の実施主体を土地所有者等にす ることが適当とされているが、土地所有者の売り抜り知徹底に努めることが必要と考えます。 け等により、土壌汚染に譲受人である何ら責任のな い善意の第三者が、その実施主体となる恐れがあ る。

のではないかと考えます。

本制度により、土壌汚染に関する一定のルールが

御指摘のようなことが起きないよう、本制度の周

なお、汚染原因者が不在又は不明の場合で費用負 |担能力の低い土地所有者等に対しては、関係者が任 意に拠出を行い基金を造成し、そこから財政的な支 援をするといった措置を行うことが望ましいと考え ます。

土地所有者等に貸主が含まれ、一定の環境浄化の責 ている土地所有者等(土地の所有者、管理者又は占 任が生ずれば、かつて米国でみられたように、貸主 有者)のうち誰が実施主体となるかについては、調 となった場合に負担しなければならない高額の浄化|査等を実施するために必要な土地の掘削等に関する 費用を懸念して投資家が不良債権の購入を断念又は|権原を有している者が、費用負担も含めて実施主体 価格のさらなる引き下げを求めるなど、金融業界及 になると考えます。この実施主体は、占有者又は管 び不動産業界の活力を大幅に減退させるおそれがあり理者が別に存在する場合であっても、通常は土地所 る。経済全体への影響を最小限に抑える見地からの 配慮が必要である。

18.調査・リスク低減措置の実施主体とされている 本制度で調査・リスク低減措置の実施主体とされ 有者になるものと考えられます。ただし、例外的 に、契約等により占有者(借地人)等に土地の掘削 等に関する権原が付与され、土地所有者がこのよう な権原を有しない場合には、占有者等が実施主体と なることもあると考えます。したがって、このよう な契約を行っていない限り、貸主が実施主体となる ことはないと考えます。

5 土壌汚染によるリスク管理が必要な土地の台帳への登録、公告

(1)台帳の整備

6 頁

意見の概要

1.リスク管理台帳の早急かつ適切な整備を行うべ きである。(3件)

- 2. 台帳整備の目的は、リスクのある土地の低減措 置履歴を整備することで、封じ込めたリスクが新た│スク管理地に潜在的リスクとして存在し続けること な開発行為によって再発することを防止することに│となりますので、当該土地については、一定のリス あると思われるので、「一定の用途に供されている ク管理を維持・継続するとともに、汚染土壌の搬出 限り、リスクはない」という理念に基づき、管理・ 運用すべきである。
- 3. 適切に管理されている土地は住民への健康リス クがないことから、リスクが存在しても適切にリス│すが、浄化措置以外の適切なリスク低減措置が実施 ク管理がされている土地については届出に留め、登|されたリスク管理地、新たなリスク低減措置は必要 録・公開の対象外にされたい。(4件)

意見に対する考え方

土壌汚染の調査の結果、リスク管理地として指定 した土地については、速やかに台帳を整備すること が必要と考えます。

土壌汚染の浄化に至るまでの間は、汚染土壌がリ 等に伴うリスクの拡散の防止の観点からの管理が必 要であると考えます。

土壌汚染のリスク管理の考え方は上記のとおりで としないけれども汚染土壌の搬出等に伴う新たな環 境リスクの発生を防止する必要のあるリスク管理地 等の必要な管理のなされているリスク管理地と、必 要とされるリスク低減措置がまだ実施されていない リスク管理地とでは、その土地が人の健康に及ぼす リスクは異なることから、これらを台帳の上で区別 して取り扱うことが適当であると考えます。

整備すべきである。(2件)

4 . 潜在的リスクを管理するための台帳だけでな と 台帳は、リスク管理地の土壌汚染の状況を証明す く、汚染されていないことや浄化が行われた土地な「るためのものではなく、本制度により得られたリス ど、安全が確認された土地を管理する台帳も同時に│ク管理地に関する情報を都道府県において集積・管 理して保管するとともに、これを広く一般の閲覧に 供することにより周辺住民等が容易にリスク管理地 の土壌の汚染状況を把握できるようにし、リスク管 理地の適切な管理が行われるようにするためのもの

> 汚染されていないことを証明するためには本制度 で義務づける以上の調査が必要であり、台帳に記載 されていない、あるいは浄化により台帳から削除さ れたことをもってその土地が汚染されていないこと が証明されることとはならないことに注意する必要 があると考えます。

5.台帳の整備についても、国の定める全国一律の 整合性のある指針が必要である。(7件)

御指摘のとおり、台帳の記載事項その他の整備や 保管に関する必要な事項については国において定め ることが適当と考えます。

6.地下水汚染が生じているところが全て登録、公 も土壌汚染を登録、閲覧することは公平性に欠けがあります。 る。

地下水汚染はそれを利用する当事者が知っていれ 衆の閲覧に供されていないのに、如何に地下水汚染│ばリスク管理ができますが、土壌汚染は地下水や他 の可能性があり、地下水汚染の防止が目的であって一の環境汚染源となる可能性を有しているという違い

> 土壌汚染の浄化に至るまでの間は、汚染土壌がリ スク管理地に潜在的リスクとして存在し続けること となりますので、当該土地については、一定のリス ク管理を維持・継続するとともに、汚染土壌の搬出 等に伴うリスクの拡散の防止の観点からの管理が必 要であると考えます。

> 土壌汚染に係る情報は、 周辺地域の住民にとっ ての健康影響の面での安心の確保、 土地取引や土 地改変の際における新たな環境リスクの発生の防 止、の観点から重要な情報であるため、台帳は公衆 の閲覧に供することが適当と考えます。

7. 土壌汚染情報の登録・整備・開示を進めること は重要であり、それは、誰でもアクセスでき、それ「適当と考えますが、本台帳は、リスク管理地の汚染 について意見を言えるような形にしておくべきであ┃状況等客観的な情報をもとに作成するものであり、 る。(2件)

リスク管理地の台帳は公衆の閲覧に供することが 意見を言えるような形にする性格のものではないと

8.情報公開法における公開制限について検討され たい。(3件)

台帳の記載事項その他必要な事項については、今 後国において定めることとなりますが、閲覧するこ とを前提として検討し、企業秘密の保持の観点から は問題のないものとなるよう配慮されるものと考え ます。

なる情報の範囲について明示されたい。この場合、 企業秘密に類する事項が含まれていた場合の扱いにしてととなります。 ついて明確化されたい。(3件)

9.条例に基づく情報公開請求に際して公開対象と 条例に基づく情報公開請求の対象範囲その他につ いては、当該条例において定められたところによる

(2)台帳の管理

6 頁

프	\blacksquare	$\boldsymbol{\sigma}$	柑4	ш
怠	見	の	概	女

意見に対する考え方

- 1.「指定の解除」とあるが、解除要件を含有、溶 出毎に明示されたい。(3件)
- 「今後の土壌環境保全対策の在り方について」本 文2(3)に記載した土壌汚染による環境リスクの 管理を図るべき土地の基準に該当しなくなった場合 に、リスク管理地としての指定は解除されます。
- 2. 浄化措置がなされた土地についてはリスクが存 在しなくなることから、台帳から削除するとの考え「することが適当と考えます。 方は適切である。
- リスクが存在しなくなった土地は、台帳から削除

3. 浄化措置がなされた土地の履歴情報について を残すべきである。(4件)

台帳は、リスク管理地の土壌汚染の状況を証明す は、完全に削除すべきではなく、何らかの形で記録 るものではなく、リスク管理地に関する情報を都道 府県において集積・管理して保管するとともに、こ れを広く一般の閲覧に供することにより、周辺住民 等が容易にリスク管理地の土壌の汚染状況を把握で きるようにすることにより、措置を円滑に実施でき るようにするためのものです。したがって、リスク 管理地において浄化がなされた土地については、リ スク管理地としての指定を解除し、台帳から削除す ることが適当であると考えます。

> なお、削除に当たっての一連の書類は、一定期間 都道府県に保管されることとなると考えられます。

- 4.調査契機に該当する場合、汚染の有無にかかわ らず届出対象となるのか。この場合、基準以下の情 たって、土壌汚染による環境リスクの管理を図るべ 報管理の方法、届出内容等の明示が必要である。 (3件)
- 都道府県がリスク管理地としての指定を行うに当 き土地の基準に該当するかどうかを判断する必要が ありますので、汚染の有無にかかわらず調査結果は 届出対象とすることが必要と考えます。
- 5 . 現状の調査方法やレベルでは土地の汚染をすべ て把握することは不可能であることから、リスク管 め、調査の方法について国が技術的指針を定め、都 理は継続すべきであり、次の土地改変時に調査を実|道府県が当該基準に従って調査の実施方法について 施し、確認する等の措置は最低限必要である。
 - 調査の信頼性を確保し、地域間の公平性を保つた 指導・助言を行うことなどが適当であると考えま す。

また、本制度では、リスク管理地として指定され た土地については、汚染土壌が存在するため、当該 土地の改変等に際し、国が定める客観的な技術的基 準に基づき、汚染土壌の搬出等に伴う新たな汚染が 発生することを防止するための措置を講じることと しております。

6 . 建築確認申請時に台帳管理が連動すれば必要な 情報が提供できるため、最小限の費用負担や計画変しは考えておりませんが、台帳は公衆の閲覧に供され 更で跡地利用ができ、リスクの再発も防止できるとしることとなりますので、そこに記載されたリスク管 考える。

7.義務者によるリスク低減措置実施計画を台帳に 記載・公開し、台帳記載内容につき、実施主体が説 明会の開催を行うとともに、利害関係人が健康環境 に係るリスク管理の見地からの意見書を提出するこ とができる旨の定めを置くべきである。

特に建築確認申請と本制度における台帳との連動 理地の土壌汚染に係る情報は、土地取引や土地改変 の際における新たな環境リスクの発生の防止の観点 からも活用していただくことができると考えます。

リスク低減措置は、国が定める技術的基準に基づ き必要十分な範囲で実施されるものであり、個々に 意見を聞く必要はないものと考えます。

なお、都道府県が台帳を閲覧に供するに当たって は、住民に無用な不安や不信感を与えないよう、リ スクの程度、リスク管理の意義や措置の実施状況等 について住民に分かりやすく解説する等リスク・コ ミュニケーションに努める必要があると考えます。

また、本台帳は客観的な情報をもとに作成するも のであり、第三者が意見を言えるような形にする性 格のものではないと考えます。

8.「公告により、事業者が違法行為をしていない にも拘わらず地域住民から糾弾され、結果的に詳細 な実態把握が必要になったり、対策が滞ること」が│意義や措置の実施状況等について住民に分かりやす ないように配慮いただきたい。(3件)

台帳の公開に当たっては、住民に無用な不安や不 信感を与えないよう、リスクの程度、リスク管理の く解説する等のリスク・コミュニケーションに努め る必要があると考えます。

9.情報の公開に当たっては、住民に対するリスク コミュニケーションに努める必要があり、全国的な | いて作成する指針等を参考にして、国や地方公共団 整合性のあるものにすることが望ましい。(6件)

リスク・コミュニケーションに関しては、国にお 体は、国民への適切なリスク情報の提供に努めるこ とが適当と考えます。

10.土壌汚染による環境リスクをわかりやすく住民 に説明できる人材の育成については賛同できるが、 このために新たな税金投入は避けるべきであり、各 事業体が地域とのコミュニケーションの一環で行う ことが妥当である。また、化学物質を含めて、土壌 のみの人材育成にかたよるべきではない。

各事業体が地域とのコミュニケーションの一環と して土壌汚染による環境リスクに係る情報提供を行 うことは重要ですが、国や地方公共団体においても 一定の役割を果たすべき分野であると考えます。

また、化学物質対策の分野においてもリスク・コ ミュニケーションは重要であり、ノウハウの共有は 可能と考えられますので、連携を図ることが適当と 考えます。

11. 土壌汚染による環境リスクに関して住民にわか りやすく説明できる人材養成等について、具体的に「業者に対する研修が有効な手段であると考えます。 どのように推進するのか明記すべきである。

様々な推進方策があると思われますが、例えば事

6 支援措置等

(1)支援措置

7 頁

意見の概要	意見に対する考え方
1.支援措置については十分な議論を行い、適正な	本制度の検討に当たり、土壌汚染対策の円滑な推
制度作りをお願いしたい。 (3件)	進が図られるよう様々な角度から支援措置を検討し
	たところです。

負担の在り方及び汚染行為の遡及の考え方と関連を│支援措置や、基金への補助が措置されているところ 持って検討されるべきで、まず国がどの程度支援すってす。 ることが適当であるかを議論すべきである。(2

2.支援措置は必要である。リスク低減措置の費用 低利融資、税制上の措置、関連機材の貸付け等の

3.調査、対策に関わる費用の支援は、低金利融資 と同時に、その融資条件審査の簡便さ(迅速、基準 おいて適正に行われているものと考えます。 の弾力的運用など)に配慮すべきである。

融資に当たっての審査は、日本政策投資銀行等に

4.制度の検討に続いて現行の支援措置の有効性や 追加的な支援措置の必要性について検討することが│についてより充実する方向で検討する必要があると 適当である旨明記すべきである。

制度の円滑な運用を図るためには、今後支援措置

5.緊急度が高く、調査・対策を行う者に実施能力 実施すべきである。(3件)

調査・対策の実施主体の考え方については、「今 がないと判断される場合には、公共が調査・対策を|後の土壌環境保全対策の在り方について」本文3 (2)及び4(4)に記載したとおりです。また、 零細な事業者等については、その対応能力に配慮し つつ、国及び都道府県は、指導等を行うとともに、 環境リスクの程度、緊急性等を踏まえ、その実施期 間の在り方等について配慮することが適当であると

6.過去の汚染については、必ずしも汚染原因者、 土地所有者に過失がない場合もあり。適切な日本版 環境保全対策の在り方について」参考資料4(7) スーパーファンドの設立の検討すべきである。

過去の汚染行為の取扱いについては「今後の土壌 に記載してあるとおりです。いずれにせよ、土壌汚 染から国民の健康の保護を図るため、実効性のある 制度を構築していく必要があると考えます。

7. リスク低減措置を講じたにも拘わらず、台帳の 登録・公開により土地の担保価値が下落し経営破綻 が生じる恐れがあるので、これに対し十分な支援を一には、本制度が定着すれば、適切なリスク低減措置 行うべきである。

地価は様々な要因によって変動するものであり、 一概にその要因を特定できないと考えます。一般的 を講じた土地の価値が台帳の登録・公開によってそ れほど変動するとは考えておりません。

8.仮に、廃業で売却の場合に汚染が発覚し、融資 等の支援措置による浄化措置の結果、地価上昇の場|が、地価は様々な要因によって変動するものであ 合、当然、売却益で措置費用を相殺すべきである。

措置費用を相殺する手段が定かではありません り、「支援措置による上昇分」は一概に判断できな いと考えます。

9. リスク低減措置の費用負担は、汚染原因者が当 たることは大原則であり、その者に対する低利融 の実施主体となることが適当であるとしていること 資、税制上の措置等を導入することを必要としてい│から、費用負担能力の低い土地所有者等であっても るならば、費用負担能力の低い土地所有者等に対し ては、全額公費負担を考えればよい。(2件)

本制度においては土地所有者等がリスク低減措置 一定の費用負担をすべきと考えます。

10.将来の要措置費用として準備するための制度と して税制措置が必要である。

準備金制度については、措置を実施するまでに準 備金として積み立てる期間が定まらないこと等の問 題点があると考えます。

11.基金の造成については、支援策の1つとして、 本制度の検討に当たり様々な角度から支援措置の その必要性を含めて、様々な角度から支援措置を検し検討を行いましたが、その一つとして基金の造成が 討していただきたい。また、基金を造成する場合に│必要と考えます。関係者の範囲は一義的には定まら は、拠出する関係者の範囲、拠出額等慎重な検討を ないと考えますが、関係者に広く出えんを呼びかけ お願いしたい。

る必要があると考えます。

12.調査及び措置には費用がかかるので、特定化学 物質を製造・輸出・販売している企業などからの拠しが適当であると考えます。 出による基金を設け、その基金を広く活用できると すべきである。また、個人が住宅地として利用して│所有者等又は汚染原因者が適当であると考えます。 いるなど事業用途で利用してない場合及び小規模事 業用地においては、行政又は前述の基金が主体とな って措置を実施することが考えられるべきである。

基金については、広く関係者から拠出いただくの

また、リスク低減措置の実施主体はあくまで土地

13. 基金の創設には、一義的に汚染原因者と汚染原 因者が所属する業界並びに業界団体が出えんすべき│を呼びかけることが必要と考えます。 であり、その後広く各種業界団体に出えんを呼びか けるべきである。

基金の創設について、関係する業界に広く出えん

14. 汚染と因果関係のない事業者等関係者から拠出 される基金の造成には反対である。(30件)

土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、様々な支 援措置を検討してまいりましたが、基金の造成は支 援措置の一つとして必要であると考えており、関係 者に広く出えんを呼びかけることが必要と考えま

15.土地所有者に第一義的責任を課すことで、実施 主体が不存在のケースがなくなり、リスク低減措置|民等の負担能力が低い場合には、一定の助成を行う が滞るのは資力不足の場合にほぼ限定され、これに|ことが適当であると考えます。基金の運用に当たっ ついては基金を造成しなくても対応可能であること から、安易に基金造成により法が個別ケース毎の資┃ことのないようにする必要があると考えます。 力不足に対応することは、資力不足を隠れ蓑に、法 で課せられた義務の放棄を助長させる弊害が懸念さ れる。(5件)

汚染原因者が不明等であり、土地所有者である住 ては、御指摘のように「義務の放棄を助長させる」

16.国民にも広く出えんを呼びかけるとともに一定 一般国民に広く出えんを求めることは実際的では の債券を発行することも考えられる。

なく、また、運用のための基金ではないことから債 券の発行にはなじまないと考えます。

17.6行目の「関係者」の範囲を具体的に明示すべ きである。(2件)

関係者の範囲は一義的には定まらないと考えてお りますが、基金の創設について、関係者に広く出え んを呼びかけることが必要と考えます。

18. 「負担能力が低い」場合の客観的合理的な判断 基準、想定している具体的なイメージを明示にされ|ついては、今後定められていくこととなりますが、 たい。資力不足とは破産等のギリギリの場合を想定|客観的合理的なものとなる必要があると考えます。 しているのか。(3件)

基金制度を具体的に運用するに当たっての詳細に

19. 資力等に欠ける中小企業にとっては土壌汚染調 査及びリスク低減措置の適正化に相当の費用を要す|て、その対応能力に配慮しつつ、国及び都道府県 ることが懸念され、中小企業の経営に与える影響も 大きいことから都道府県等に補助あるいは基金造成|ことが適当ですが、都道府県が独自に補助あるいは による助成を充実し、極力中小企業の負担の軽減を|基金造成による助成を行うことについては当該都道 図ること。(4件)

零細な事業者等については、調査・措置に関し は、指導・助言・情報提供その他必要な措置を行う 府県の判断によるものと考えます。

技術の開発促進については、国も予算計上して取り|型の土壌汚染調査手法や対策技術について実証調査 組むべきであり、かつ民間に開発を要請するのであ│・検証を行い、関連技術等の一層の開発促進を図る れば、資金援助の施策も考えるべきである。(2 ことが必要と考えます。

20.簡易で低コストの調査、リスク低減に関する新 今後実用化が期待される簡易で低コスト、低負荷

21.循環型社会の観点から、欧州各国のように土壌 汚染レベルに応じたリサイクルガイドラインの策定┃り、御指摘の点についてはその観点から引き続き検 が必要である。(3件)

汚染土壌の処理は適正になされるべきと考えてお 討されるべきものと考えます。

22. 循環型社会構築が要請される中、資源有効利用 促進法で有効利用が求められているリサイクル材と制度がそれを阻害するとは考えておりません。 してのスラグ等副産物の有効活用を阻害しないよう な制度とすべきである。

資源有効利用促進法は円滑に運用されており、本

23.対策を円滑に実施に移していく上で、国や地方 自治体におけるリーダーシップの発揮及び所要のリ スクコミュニケーションの充実が肝要である。

本制度に基づく対策を円滑に実施する上で、国及 び都道府県の役割は非常に重要です。土壌汚染リス クに対する周辺住民の理解を深めるため、国、都道 府県は、こうした情報を積極的に提供するととも に、土壌汚染対策に熟知している人材等の養成を行 うことが適当と考えます。

24.基金の造成の理由として、普及啓発等リスクコ ミュニケーションに関する事業が挙げられている人れぞれの役割分担で行うことが重要と考えており、 が、リスクコミュニケーションは、PRTR制度と|その一つの手段として造成した基金を活用すること 併せ、行政や企業等がそれぞれの役割分担で行うべ は妥当であると考えます。 きであり、基金を造成して実施するものではない。

リスク・コミュニケーションは行政や企業等がそ

25. 新技術開発やリスクコミュニケーション推進に 関して、基金や法人を設立することは時代に逆行す|成は必要と考えますが、その運営は適正かつ厳格に るので注意すべきであり、あまり行政は関与せず、 民間が主体となって推進する方がよい。

土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、基金の造 行うことが必要です。なお、今回、基金の設置主体 として新たな法人を設立することは考えられており ません。

(2)中小企業者に対する配慮

7頁

1.中小零細の事業者や組合等(特に工業団地組合 等)については、調査・措置に関して、その対応能│て、その対応能力に配慮しつつ、国及び都道府県 力に十分に配慮しながら、特別な支援策を講じ、経|は、指導・助言・情報提供その他必要な措置を行う 営に支障を来さぬよう、指導・助言等を行うことが ことが適当であると考えます。 必要である。(3件)

意見の概要

零細な事業者等については、調査・措置に関し

意見に対する考え方

7 今後の課題

(1)今後、実施に際して中央環境審議会にて審議されるべき技術的事項 ・・・・ 8 頁

意見の概要

意見に対する考え方

- 1-1.個別物質毎に環境基準とは異なった「リス ク管理が必要なレベル(リスク低減措置発動基」よる環境リスクの管理を図るべき土地の基準を設定 準)」並びに浄化目標値を設定されたい。(3件) 1 - 2 . 調査の方法に関しては、 溶出量サンプリ ング、溶出試験方法の検討・見直し、 含有量サン プリング方法、分析方法の検討、要措置レベルの見 の方法、要措置レベルを基にした汚染土壌の直接摂 直し、 調査要件、措置内容についての重金属等と
- 1-3.今後、審議会における審議のみならず、幅 広く関係者や事業者の参加も得て、種々の事項につ いて十分な検討を行うことが必要である。(2件) 1-4.各技術的基準等の策定に当たっては、科学 的根拠及び妥当性のある客観的な基準になるよう検 討していただきたい。(4件)

むこととされたい。(6件)

- 1 5 . 実務的に明確な判断基準がないと、鑑定評 価及び土地の流動化等において混乱が生じることが 予想されるため、法律、通達もしくは指針等によ り、実務で混乱しないような判断基準を明確に規定 することが必要であると考える。
- 1-6.リスク低減措置に関する技術的基準は大き な課題であるので、身のある内容にして欲しい。
- 2. 実施に際しての技術的事項に限らず、今後中央 環境審議会にて審議されるべき事項について記述す|度の実施に向けて必要不可欠である技術的事項につ べきである。
- 3. 今後検討されるべき事項として、国・地方公共 団体の支援措置や本制度の実施スケジュール等重要 | 容については、審議会において審議するような事項 な事項があり、技術的事項に限定すべきではない。 今後検討されるべき事項に次の4つを加えること。 覧に関する国の指針、及びその他の国が定める指針│は、「その他の課題」の中に位置づけております。 本制度の円滑な運用を図るために必要な国・地方 公共団体における費用負担及び更なる支援措置 本制度の円滑な実施のために必要な国・地方公共

団体におけるリスク・コミュニケーションのあり方 追加的な審議・検討を踏まえた本制度の実施スケ

ジュール

本制度においては、個別の物質毎に、土壌汚染に することとしています。

今後の課題において、今後、制度の実施に向けて 審議すべき技術的事項として、分析方法を含む調査 |取に係る基準の具体的な数値、リスク低減措置に係 VOCsの区別等、技術的基準についての検討を含|る国の技術的基準等について、関係する専門家の参 加を得て審議することとしております。

> ここでは、今後の課題において、まず、今後、制 いて整理するとともに、その他の検討すべき課題に ついては、その他の課題等の中で位置づけて整理す ることとしました。

本制度の実施スケジュールや支援措置の具体的内 ではないと考えます。また、土地の履歴に関する情 報の整備や台帳を含む国民へのリスク情報の提供を リスク管理地の情報の台帳登録、公告、台帳の閲|適切に行うための国における指針等の作成について 成方法、低コストの調査及びリスク低減に係る新技|発について既に支援措置の中でも記載しているとこ 術の開発について重要課題として追加すべきであ「ろです。また、情報提供の在り方を含めた住民への る。

4、情報提供の在り方を含めた住民への説明者の養 低コストの調査及びリスク低減に係る新技術の開 説明者の要請方法については、土地の履歴に関する 情報の整備や台帳を含む国民へのリスク情報の提供 を適切に行うための国における指針等の作成につい ては、「その他の課題」の中に位置づけておりま

5. 「汚染土壌の処分先の確保」については項目と して追加すべきである。

浄化が困難な低濃度の汚染土壌の拡散を防止し、 かつ安全に管理するため、今後、適切なリスク管理 ができる場所で当該汚染土壌を活用する方策につい て検討する必要があると考えており、「その他の課 題」の中で位置づけております。

(2)中長期的な観点から今後調査研究や検討を進めるべき課題

8頁

意見の概要

1 - 1 . 近時、土地の流動化及び利活用等において □ 近年報告されている土壌汚染の事例には、油によ は油の除去を行うケースが多く、また、「土壌汚染 る土壌汚染等生活環境の保全の観点からの対応が求 地」の経済的価値の把握にあたっても、何らかの基│められるものもあります。このような生活環境保全 準が必要で、その基準がないと取引が混乱し、土地 の観点からの環境影響の防止も重要な課題でありま の流動化等を阻害することとなるので、可能な限り 早期に、何らかの基準・指針が提示される必要があり分に集積されていません。 ると考える。

- で、油に限定せず一般的な表現とすべきである。
- 1-3.生活環境リスクの検討を行うのであれば、 科学的な知見を踏まえた検討を行うためにも、検討|態把握、影響評価についての知見の集積に努める必 過程の情報は前広に公開し、関連業界等の意見を聞り要があると考えます。 きつつ進めていただきたい。
- で汚染されていた場合の対応について中長期的な観!要であると考えます。 点から今後調査研究や規制の検討を進めるべきであ る。
- 1 5 . 油汚染の問題については検討作業のスケジ ュールを明確にして推進すべきである。
- 2.土壌汚染対策により浄化処理された後の土砂、 残滓等を再利用する方策を検討すべきである。

意見に対する考え方

すが、これらに関する科学的知見等が現時点では十

このため、早急に油による土壌汚染の実態把握、 1 - 2 . 生活環境リスクの対象は油だけではないの 影響評価についての知見の集積を図る必要がある考 えております。また、今回対象としていない土壌汚 染のリスクや物質についても、今後、土壌汚染の実

なお、その場合の検討について、関係する専門家 1-4.健康リスクの観点から環境基準以外の物質 | 等の関係者からの御意見を賜りつつ進めることが必

> 浄化が困難な低濃度の汚染土壌の拡散を防止し、 かつ安全に管理するため、今後、適切なリスク管理 ができる場所で当該汚染土壌を活用する方策につい て検討する必要があると考えます。

(3)その他の課題

8 頁

8頁

意見の概要

1.廃棄物の土壌環境への処分行為については、そ の適正な処理について廃棄物処理法で規制されてい│了した後の処分地に係る土壌の取扱いについて整理 るところであるが、廃棄物処理法の適用が完了したすることが必要であると考えます。 あとの処分地の土壌について、土壌汚染の法制化の 在り方に準じ整合を図られるよう検討していく必要 がある。(3件)

意見に対する考え方

この制度の実施に際し、廃棄物処理法の適用が完

2.削除すべきである。

ここで記載されている内容はいずれも重要な事項 であり、「その他の課題」として記載させていただ きたいと考えます。

8 おわりに

意見の概要

1.2~3行目の「有害物質により土壌が汚染され ている土地における汚染の除去等の措置の実施及び|修正します。 一定の行為の制限について」という記述を、取りま とめ案全体の整合性を図るため、「有害物質により 土壌が汚染されている土地におけるリスク低減措置 の実施及び改変等の一定の行為の制限について」と すべきである。(2件)

意見に対する考え方

御指摘も踏まえ、整合性が図られるような表現に

- 2 1 . 「新たな制度を構築する必要性及び緊急性」 最近の土壌汚染の判明事例数の急増傾向をとって 性」は削除。
- 2 2 . 「新たな制度の構築に向けて早急に必要な 措置を講ずるべきである」とあるが、「措置を講ず|合規制改革会議第1次答申においても13年度中に る」ではなく「検討を進める」とする。

は極めて高いと考えられる」とあるが、「及び緊急|も、早急に土壌の汚染による人の健康に係る被害の 防止のための対策の推進を図る新たな制度を構築す る必要があり、また、昨年12月にまとめられた総 措置することとされていることから、緊急性は極め て高いと考えます。

9 その他

意見の概要

- 1.今後の土壌汚染防止のための制度が必要であ り、すべての人の土壌汚染防止の一般的責任を制度|等の既存の法制度により所要の措置が講じられてお 的に確認し、かつ、有害化学物質の管理その他を含|ります。今回の制度は、現に発生している土壌汚染 めた具体的な防止措置を定める必要がある。
- 2 . 土壌中に新たに汚染物質を排出しない防止対策 の必要性を十分に明記しておくべきである。
- 3 . 未然防止策をとった場合より、土壌汚染をして も安く済んでしまうようなシステムではいけないと|対策についての考え方を整理したものです。まず未 いう考えを明記して欲しい。

意見に対する考え方

土壌汚染の未然防止については、水質汚濁防止法 に係る対策についてのものです。

土壌汚染の未然防止については、水質汚濁防止法 等の既存の法制度により所要の措置が講じられてお ります。今回の制度は、現に発生している土壌汚染 に係る対策についてのものです。

今回の制度は、現に発生している土壌汚染に係る 然防止策がとられるべきことについては御指摘のと おりです。

- 4.土壌汚染防止制度の対象地は特に例外を設ける 今回の制度は、対象地について特に例外を設けて べきではなく、特に、廃棄物の不法投棄地、廃棄物│いませんが、事案によっては廃棄物処理法が適用さ 処分場跡地や軍事基地跡地についても、土壌汚染防҆れる場合はあるかと考えます。 止の対象とすべきである。
- 5.調査や対策を怠ったり、誠実に行わなかったも のに対しては厳しい刑事罰を設けるべきである。
- 6.環境先進国ドイツを手本にし、徹底的にダイオ キシンに対する規制を実施し、基準値を守れない者 | 策特別措置法に基づき、必要な規制がなされている は厳しく取り締まるべきである。
- 7. 廃棄物焼却においては、ダイオキシン規制のみ のアンバランスな強化により高温焼却が多く導入さ れていることにより、重金属類による土壌汚染が深 刻化しているので、重金属の基準の強化、及び廃棄|いて何らかの管理が必要と考えられる濃度レベルと 物焼却炉周辺の定期的なモニタリングを求める。
- 8. 法制化により、土壌汚染調査費及び汚染処理対 策費が高騰しないように費用の規制も検討していた|は、制度化により調査や対策の需要が高まり、その だきたい。
- 9.マンション等の建設・販売業者が既に建設予定 地として購入している土地については、猶予期間等 を含めた十分な配慮を行うべきであると考える。
- 10. 宅地建物取引業法第35条における「重要事項 説明」において、媒介・斡旋等を行った業者に対す|を行った業者に調査を義務づける内容ではありませ る責任と当該土地の調査義務等の範囲が明確化され ていないと思われる。
- 11. 都道府県、政令指定都市のみの権限とするだけ り、また、独自施策ができるようにすべきである。

12. 都道府県が条例等で本制度を超える過剰な規制 を行わないよう、国の制度と条例等の整合をとるよ|本制度の運用に当たっては地域間の公平を保つこと うな仕組み作りをお願いしたい。(8件)

制度の的確な運用を担保することは必要と考えま

ダイオキシン対策については、ダイオキシン類対 ところです。

汚染土壌の直接摂取に係る基準の具体的な数値に ついては、今後制度の実施に向けて検討してまいり ますが、いずれにせよ、健康影響に係るリスクにつ して設定されます。

また、廃棄物焼却炉周辺の土壌を含め、土壌汚染 の可能性の高いことが判明した場合には、本制度に 基づき必要に応じて調査を行うこととなると考えま

費用の規制を行うことはできませんが、一般的に 費用は低減していくのではないかと考えます。

御指摘のような土地であっても、土地の履歴等か |ら有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場の 跡地である等、土壌汚染の可能性の高いことが判明 した場合や、周辺で地下水汚染が発見された場合 に、必要に応じて調査を行い、リスク管理を行うこ とは必要と考えます。

本制度は、宅地建物の取引に際して媒介・斡旋等 んが、台帳は公衆の閲覧に供されることとなります ので、そこに記載されたリスク管理地の土壌汚染に 係る情報は、土地取引の際における新たな環境リス クの発生の防止の観点からも活用していただくこと ができると考えます。

今回の制度では、リスク管理地の指定等を都道府 でなく、市町村も土壌汚染防止対策の実施主体とな|県が行うこととしていますが、これらの事務を行う 地方公共団体の範囲については、他の公害規制の制 度、実施能力等を参考にして検討することが必要と 考えます。なお、いずれにせよ、市町村が独自の土 壌汚染防止対策を実施することを妨げるものではあ

> 地方自治の原則は尊重される必要がありますが、 も重要であると認識しております。

13.地方公共団体が独自の対策をとることができる 地方自治の原則は尊重される必要があると考えて ようにすべきであり、規制についても、上乗せ、横口おります。 出しができるようにすべきである。

14. 本委員会の検討は昨年11月からわずか5回の 審議が行われたのみであり、必ずしも十分なされた│し、採り入れるべきものは採り入れた上で取りまと とは言い難く、このまま制度を発足させることによしめを行っていますので、その点御理解いただきたい る不測の混乱を回避するためにも、今回のパブリッ│と思います。 クコメントにおいて関係各方面から提起された様々 な意見を十分整理検討し制度の枠組みを構築し、所 要の周知を図った上で実施に移すべきである。

関係各方面からいただいた御意見は十分整理検討

15. 国民のパブリックコメントを求める場合に、年 末年始の多忙な時期に20日間の短期間の意見募集|行われている例等を勘案し妥当と考えられる範囲の 期間を設定したことは、憲法の定める適正手続条項しのとして設定したところです。 に反する違法な措置であるので、2か月以上の十分 な期間を設定のうえパブリックコメントを求めるよ う改善されたい。

パブリックコメントの実施期間については、他で

【説明資料】

2 対象とする土壌汚染

(1) 自然的原因により有害物質が含まれる土壌の存在する土地における人の活動に伴う 汚染について 2 頁

意見の概要

1.本内容を適正に運用するためには「自然的原因」 による潜在的土壌汚染の可能性」が何らかの形で示 見て、自然的原因による汚染の疑いのある有害物質 されている必要がある。国又は地方自治体において が検出された場合には、調査の実施者からの求めに 継続的に「自然的原因による土壌汚染の潜在的な可|応じ、都道府県等の立入検査等によって、自然的原 能性のある土地」に関する調査、情報公開の在り方 を盛り込むべきであると考える。

意見に対する考え方

調査の結果、土地の使用履歴や周辺の状況等から 因によるものか否かを確認することが適当であると 考えており、それら情報を含め、都道府県におい て、土地の履歴に関する情報を整備するとともに、 土壌汚染等の把握を幅広く行うことが適当であると 考えます。

(2)汚染土壌から地下水等への溶出に係る基準の考え方

3 頁

過している場合は、少なくとも地下水のモニタリン

意見の概要

グは実施すべきである。

意見に対する考え方

1.周辺の地下水が飲用利用等されていない場合は 周辺の地下水が飲用利用等されているかどうかに 地下水の調査であっても、土壌環境基準を大幅に超|かかわらず、土地の改変等による汚染土壌の搬出等 |に伴う新たなリスクの発生の防止の観点から土壌汚 染状況の調査及び一定の基準を超過する場合のリス ク管理地としての管理が必要であると考えておりま す。しかしながら、現に周辺の地下水が飲用利用等 されていない場合には、それ以上の措置の実施を強 制する必要はないと考えます。

3 土壌汚染の把握

(2)調査の契機

・・・ 5頁

意見の概要 意見に対する考え方 1.調査の契機の工場・事業場の廃止時や用途変更 この場合、A工場に倉庫しかない場合は引き続 等に調査の例外事項に下記を加えて頂きたい。 き工場・事業場としての管理が行われない場合もあ ることから、調査の例外事項にはならない場合があ ると考えます。 A 工場 A 工場 この場合、A工場は既に工場・事業場としての プラント 管理は行われていないと考えられますので、調査の 対象となります。 自治体等が買収したとしても、調査は必要で す。なお、このような場合には、行政からの立ち退 A 工場 A 工場 き要請があった際に、必要に応じ土地所有者等が当 プラント 該行政主体と調査の費用負担について協議して決め (社内保有) られるものであると考えます。 A 工場 A 工場 自治体等が買収 2 . A 工場(の施設または装置)を廃止し、B 工場 工場・事業場が廃止された場合でも、引き続き別 (の施設または施設)を新設する場合、調査を行うの工場・事業場となって管理がなされている場合に べきである。 は、調査の対象とはならないものと考えます。

4 土壌汚染による環境リスクの管理

(2) リスク低減措置の実施主体と費用負担の考え方

・・・ 8頁

(<u> </u>
意 見 の 概 要	意見に対する考え方
1.リスク低減措置の費用負担者については明確で	土壌汚染の調査は、汚染が存在しているかどうか
あるが、調査費用についても同様に明確にすべきで	が判明していない段階において、土地の所有者等の
あり、汚染原因者が特定できる場合は、汚染原因者	責任として調査が行われるものですので、汚染原因
に求償できるようにすることが適当である。(2)	者にその費用を求償できることとすることは不適当
件)	と考えます。

2.汚染原因者が特定できない場合や資金不足で費 本制度は、土壌汚染がある土地の状態が健康に係 用負担させることが困難な場合は、基金の適用を土しる被害を生じさせるおそれがある危険な状態である 地所有者等の資力がない場合に限定すべきでない。

ことに着目して、土壌汚染の調査や措置を行わせる ものであることから、その主体は、土地の危険な状 態につき責任を有し、かつ、土地の掘削等を伴う調 査等を行う権原を有する土地所有者等とすることが 適当と考えます。

また、公平の観点から、土地所有者等の申出等に 基づき、汚染原因者が判明する場合であって、汚染 原因者がリスク低減措置を実施することにつき土地 所有者等に異議がない場合には、汚染原因者をリス ク低減措置の実施主体とすることが適当と考えま す。

以上のことから、基金の適用は汚染原因者が存在 しない又は不明な場合で、土地所有者等に資力がな い場合に限られると考えます。

3.費用負担については、土壌汚染のリスク低減措 置の実施に係る関係者とは誰であるか、その責任の│る被害を生じさせるおそれがある危険な状態である 範囲はどの程度であるか等新たな視点に基づく考え 方の提示が必要であり、その上で、費用負担の整理したせるものであることから、その主体は、土地の危 を行い、応分の負担に基づくそれぞれの求償権の設|険な状態につき責任を有し、かつ、土地の掘削等を 定がなされるべきである。

本制度は、土壌汚染がある土地の状態が健康に係 ことに着目して、土壌汚染の調査や措置の実施を行 伴う調査を行う権原を有する土地所有者等とするこ とが適当と考えます。

また、公平の観点から、土地所有者等の申出等に 基づき、汚染原因者が判明する場合であって、汚染 原因者がリスク低減措置を実施することにつき土地 所有者等に異議がない場合には、汚染原因者をリス ク低減措置の実施主体とすることが適当と考えま す。

また、本制度においては、土地の有する危険を除 去するという目的のために暴露経路を遮断しうると いう土壌汚染の特質から必ずしも浄化ということで はなく、覆土、舗装、封じ込め等のリスク低減措置 を講じることができることすることを考えていま す。したがって、土地所有者等が汚染原因者に求め 得る措置の実施等の範囲は浄化ではなく、健康被害 の発生を防止するための必要な限度の範囲のものに なると考えます。

4 . 基金による支援は、汚染原因者が存在しない又 は不明な場合に限られているが、土地所有者等と汚 場合で、土地所有者に資力がない場合に限られると 染原因者が異なり、汚染原因者が資力不足の場合に|考えます。汚染原因者が存在するのにも拘わらずこ ついても、土地所有者等の責任は汚染原因者が存在|れに基金による支援することは、汚染者負担の原則 しない又は不明な場合と同等と考えられ、何らかのから適当でないと考えます。 支援が必要である。(2件)

基金の適用は汚染原因者が存在しない又は不明な

(4)汚染原因者の特定における都道府県の関与の概略図

···10頁

意見の概要

意見に対する考え方

1.リスク低減措置命令の事前手続として、リスク | 必要に応じ行政手続法に基づく手続がなされるこ 低減措置義務者の認定に関わる複雑な事実認定にもとから、本制度による措置は必要ないと考えます。 対応できるよう行政手続法が定める聴聞手続の適用 等十分な手続保証を定めるべきである。

(5)土壌汚染のリスク低減化の手法例

・・・11頁

意見の概要

1. 汚染土壌の処分地として産業廃棄物とは区別さ れた処分地を公共関与で確保することが望まれる。 また、浄化処理後処分地に処分する土壌の判断基 | 置づけ、必ずしも掘削除去のような浄化措置を行う 準、試験方法、運搬方法及び処分地の構造基準等を 現行の土壌環境基準や廃棄物処分場の構造基準とは|て処分される土壌の量はそれほど増加しないと考え 別に決める必要がある。

2-1.候補となる対策工法を絞り込みすぎている と考える。現時点ではもっと幅を持たせた方が技術|減化の手法例」に必要な修正をします。 基準等の策定の時考えやすい。また、特別な工法が 記載されているので、概念が分かる名称程度にすべ きであるの手法例を次のようにすべきである。

2 - 2 . 土壌浄化・掘削・搬出・無処理・最終処分 場搬出において、「特別管理廃棄物シリーズ 特別 管理一般廃棄物ばいえん処理マニュアル第4章収集 ・運搬」を参考にしてはいかがか。

意見に対する考え方

本制度においては、リスク低減措置として掘削除 去だけでなく、覆土、舗装、封じ込め等の措置を位 ことを求めるものではないことから、汚染土壌とし ておりますが、御指摘の点は、今後必要に応じ検討 することが適当であると考えます。

御指摘を踏まえ、「4(5)土壌汚染のリスク低

(6)地下水のモニタリング及び地下水の飲用利用等の有無について ・・・13頁

意見の概要

意見に対する考え方 リスク低減措置を命じられる土地の所在地の都道

1.リスク低減措置を命ずる場合は、当然隣接都道 府県をその一定の土地の範囲に含み、各都道府県を | 府県により命令が発せられることになると考えられ 超えた行政命令の発動が予想されるので、この場合します。 の行政手続きの考え方を示す必要がある。

2.調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合 の対策を示したものである旨明確にすべきである。

3.「直下の地下水のモニタリング」とあるが、直 地境界(又は汚染土壌周辺)に観測井を設けてモニ│えます。 タリングを実施する」とすべきである。

説明資料は本文の説明資料ですが、御指摘の点は 本文にて明らかになっております。

直下に観測井を設ける場合は、汚染土壌があった 下に観測井を設けるには汚染土壌を貫かなければな|場合の汚染が地下水に到達しないように行うことが らず、地下水への汚染の通路をわざわざ作ることに|技術的に可能ですが、御指摘のような事態が生じる なり、汚染を促進・拡大することになるので、「敷│ことのないよう指導していくことが必要であると考

4.「災害時において人の飲用に供せられる水の水」 源とされている場合」に相当する井戸のみが範囲に│とされている」井戸は、災害時には明らかに飲用に 含まれる工場・事業場において、措置を要すると判│供されることになることから、その時点で人の健康 断される基準として、常態で飲用されている地下水|に影響を及ぼさない水質であることが保証される必 の基準を適用する理由を明確にすべきである。

「災害時において人の飲用に供せられる水の水源 要があると考えます。

意見に対する考え方

(7)過去の汚染行為の取扱いについて

···14頁

意見の概要

1. 平成8年水濁法改正による「地下水浄化措置命 令制度」では、経過措置により、平成8年6月5日|な状態を生じさせており、その危険を除去するため には、汚染原因者であっても地下水浄化措置命令の 対象とはならない。本制度でも同様の経過措置を導 入すべきである。

本制度では、現にその土地が人の健康に対し危険 (改正法公布日)以前に事業場を廃止している場合 の必要な調査及び措置の実施を求めることとしてお り、汚染原因者が判明する場合に公平の観点から、 |汚染原因者にこの措置の実施を求めることとしてい ますが、汚染原因者が実施する措置も現にその土地 が有する危険性を除去するためのものであることに はかわりがありません。したがって、実際の汚染行 為がこの制度の創設以前に行われたものであって も、その行為者に必要な措置の実施及び費用の負担 を求めることは妥当であると考えており、経過措置 は必要ないと考えます。

5 支援措置等

(1)支援措置の具体的な内容について

···15頁

意 見 の 概 要	意見に対する考え方
1.基金の造成にあたって、製造業が極めて苦しい	基金については、関係者に広く出えんを呼びかけ
環境にある中で、製造業だけに負担を押しつけるこ	ることが適当であると考えます。
とのないよう配慮すべきである。	

(2)検討中の土壌環境保全のための基金の骨格

···17頁

意 見 の 概 要	意見に対する考え方
1.環境リスクコミュニケーションにおける基金の	リスク・コミュニケーションへの支援について
支出があるが、この場合本制度の適正な運用に係る	も、行政が一定の役割を果たすべきであり、その観
必要事項であるので、当然本制度の運用を実施する	点から国は基金に対し拠出を行うことが必要と考え
行政が負担すべきものと考える。	ます。